平成２５年（フ）第１９３号
神奈川県厚木市温水2221番地７
破産者　有限会社テクノツイン
１　決定年月日　平成25年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
静岡県掛川市杉谷１丁目７番17号
破産者　有限会社原田新装
１　決定年月日　平成25年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
北海道十勝郡浦幌町字合流135番地
破産者　株式会社小島組
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６１５号
横浜市中区末吉町１丁目18番地
破産者　株式会社マリンヨコハマ
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２４号
富山県高岡市京田601番地
破産者　株式会社北陸コスモ
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５２６号
金沢市湊１丁目45番地２
破産者　株式会社ホーワロジテム
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
京都市北区衣笠馬場町46番地７
破産者　株式会社エフ・プラネット
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９号
高知市一宮中町１丁目17番22号
破産者　筒井　圭子
１　決定年月日　平成25年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　破産管財人が各債権者に対する全額弁済を終わり、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
熊本県山鹿市鹿本町来民1592番地３
破産者　髙田大一郎
１　決定年月日　平成25年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地
破産者　小澤　　恂
１　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
２　一般調査期日　平成25年12月５日午前10時30分
平成25年10月17日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
北海道旭川市永山５条８丁目２番10号
破産者　山口いち子
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成26年１月23日午後２時
平成25年10月17日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９２７号
大阪市東住吉区桑津４丁目７番15号
破産者　株式会社橋本鉄工所
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成25年12月19日午後３時
平成25年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８４号
大阪市天王寺区国分町18番21号　大室ハイツ402号、前住所大阪市住之江区新北島７丁目２番２―1308号
破産者　ＯＨＫオークコーポレーションこと　大久保英徳
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成25年12月16日午後３時30分
平成25年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９号
高知県吾川郡いの町枝川782番地17
破産者　有限会社菊田運送
１　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
２　一般調査期日　平成25年12月24日午前10時
平成25年10月17日　　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４号
宮崎市大淀４丁目３番２号　マトリクス508号、開始決定時の住所宮崎県都城市都北町6294番地４　都北第３コーポ101
破産者　松永　　剛
１　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
２　一般調査期日　平成25年12月25日午前10時
平成25年10月16日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１７２号
北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘２丁目４番地
破産者　松澤　千秋（旧姓宮脇）
１　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
２　一般調査期日　平成26年１月23日午後２時20分
平成25年10月17日　　旭川地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１８号
石川県羽咋郡志賀町富来高田３の85番地３
破産者　松田重太郎
異議申述期間　平成25年12月13日まで
平成25年10月17日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　工藤美智子
異議申述期間　平成25年12月17日まで
平成25年10月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　工藤　利文
異議申述期間　平成25年12月17日まで
平成25年10月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　工藤　瀧子
異議申述期間　平成25年12月17日まで
平成25年10月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３３号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　パープルこと　工藤　光正
異議申述期間　平成25年12月17日まで
平成25年10月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６９９９号
東京都墨田区京島１丁目１－１―1414
破産者　東田　有弘
免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
平成25年10月17日
東京地方裁判所民事第20部